

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件

平成十五年九月三十日
財務省告示第六百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で国又は地方公共団体以外の者に対し利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのもの並びに同条に規定する証する書類を発行すべき者を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

財務大臣が指定する独立行政法人は別表の第一欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する登記又は登録は当該独立行政法人が自己のために受ける同表の第三欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する者は同表の第四欄に掲げるものとする。

理化学研究所 開発法人	奄美群島振興 開発基金	独立行政法人 エネルギー 資源機構	独立行政法人 環境再生保全 機構	独立行政法人 勤労者退職金共済 機構	国際協力行政 法人	独立行政法人 自動車事故 対策機構	独立行政法人 住宅金融支援 機構
国立研究開 発法人 （平成十 四年法律 第六十号）	奄美群島振 興開発特別 措置基金 （昭和三 十九年法 律第二十 号）	独立行政法 人エネルギー 資源機構 （平成十 四年法律 第九十四 号）	独立行政法 人環境再生 保全機構 （平成十 五年法律 第五十三 号）	中小企業退 職者共済法 （昭和六 十年法律 第六十号）	国際協力機 構行政法人 （平成十 六年法律 第十六号）	自動車事故 対策行政法 人（平成 十四年法 律第八十 三号）	独立行政法 人住宅金融 支援機構 （平成十 七年法律 第八十二 号）
一 国立研究開 発法人業務の 用に供する 土地の取得 登記 二 当該研究開 発法人業務の 用に供する 土地の取得 登記 三 当該研究開 発法人業務の 用に供する 土地の取得 登記	奄美群島振興 開発特別措置 法第五十二 条第一号から 第三号まで （昭和三十九 年法律第二十 号） 三 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記	独立行政法人 エネルギー・ 金属鉱物資源 機構の業務の 用に供する 土地の権利の 取得登記 （昭和三十九 年法律第二十 号） 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記	独立行政法人 環境再生保全 機構の業務の 用に供する 土地の権利の 取得登記 （平成十五年 法律第五十三 号） 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記	中小企業退職 者共済法の業 務の用に供す る土地の権利 の取得登記 （昭和六十 年法律第六十 号） 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記	国際協力行政 法人の業務の 用に供する 土地の権利の 取得登記 （平成十六 年法律第十六 号） 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記	自動車事故 対策行政法人 の業務の用に 供する土地の 権利の取得 登記 （平成十四 年法律第八十 三号） 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記	独立行政法人 住宅金融支援 機構の業務の 用に供する 土地の権利の 取得登記 （平成十七 年法律第八十 二号） 二 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記 一 当該研究 開発法人業務 の用に供する 土地の取得 登記
文部科学大臣	国土交通大臣	経済産業大臣	環境大臣	厚生労働大臣	外務大臣	国土交通大臣	国土交通大臣

